

固定資産評価審査申出書（償却資産）



(提出先)
大阪市固定資産評価審査委員会

地方税法第432条の規定により、審査の申出をします。

年 月 日

審査 申出人	住所又は 居 所	〒			
	氏 名 又は名称	電話 ()			
代表者 又は 管理人	住所又は 居 所	〒			
	氏 名	電話 ()			
総 代 又は 代理人	住所又は 居 所	〒			
	氏 名	電話 ()			
審査の申出に係る 処分の内容	次の償却資産に係る 年度の償却資産課税台帳に登録された価格				
償却資産の所在		資産の種類	価 格	資産の種類	価 格
		構 築 物	円	航 空 機	円
		機 械 及 び 装 置	円	車 両 及 び 運 搬 具	円
		船 舶	円	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	円
		合 計			円
1 審査の申出の趣旨 償却資産課税台帳に登録された価格を _____ 円とすることを求めます。					
2 審査の申出の理由（申出の趣旨を裏づける根拠等）					
3 その他					
納税通知書の交付を受けた方はその交付を受けた日			年	月	日
固定資産決定（修正）価格等登録通知書の交付を受けた方はその交付を受けた日			年	月	日

- 1 法人等が審査の申出をするときは、その代表者又は管理人の資格を証明する書面（登記事項証明書等）を必ず添付してください。
- 2 総代又は代理人が審査の申出をするときは、その資格を証明する書面（総代互選書又は委任状等）を必ず添付してください。
- 3 審査申出期間を経過したことにつき、地方税法第432条第2項において準用する行政不服審査法第18条第1項ただし書に規定する正当な理由がある場合は、「その他」欄に記載してください。
- 4 口頭による意見陳述を希望される場合は、その旨を「その他」欄に記載してください。なお、「口頭による意見陳述」とは、委員会において、審査申出人から審査申出理由に補足することや文章表現しにくいことなどの意見を口頭によりお聞かせいただく審理手続です。